

復興特別法人税の廃止からくる税効果会計への影響

平成 25 年 12 月 12 日、政府与党より、平成 26 年度税制改正大綱が発表されました。ここでは、復興特別法人税の前倒しでの廃止が明確に記載されています。

このことは、会計の面において、税効果会計に影響を及ぼすこととなります。すなわち、繰延税金資産、及び繰延税金負債の計算、もしくは注記事項に留意する必要があります。

本稿では、復興特別法人税の廃止による税効果会計への影響について、記載させていただきます。

繰延税金資産、繰延税金負債の金額は、その回収または支払いが行われると見込まれる期の税率に基づいて計算されます。ただし、ここでの税率とは、決算日現在において公布されている税法上の税率を用いることとなります。

したがって、今回 2013 年 12 月の税制改正大綱は、税法自体が改正されたものではありませんので、本稿執筆時点（2014 年 1 月上旬）においては、税効果会計の税率に影響することはありません。おそらく 1 月に招集される通常国会に法案が提出され、例年であれば 3 月末までに可決・成立し、公布される税制改正法案に含められるものと考えられます。

よって、もし税法改正が 3 月中に行われるのであれば、3 月決算の会社であれば平成 26 年 3 月期年度末決算において、12 月決算の会社であれば平成 26 年 12 月期第 1 四半期決算において、税効果会計の計算に影響が及ぶこととなります。

具体的には、3 月末決算の会社を前提にしますと、平成 27 年 3 月期に解消が見込まれている繰延税金資産、繰延税金負債について、復興特別法人税を織り込まない税率で計算することとなります。したがって、その部分の繰延税金資産、繰延税金負債が減少することになると考えられます。そして、注記事項として、税率変更によって繰延税金資産、繰延税金負債の金額が修正された旨ならびにその修正額を注記することになると考えられます。さらに、税率差異に係る注記についても、重要性がある場合は税率変更による影響を項目として挙げることも考えられます。

上記では、改正税法の公布日以後に決算日が到来した場合の影響を記載しましたが、決算日後に改正税法が公布された場合も、開示後発事象としての注記に留意が必要です。

すなわち、決算日後に税率の変更を含む改正税法が公布された場合は、その内容および影響を注記する必要があります。
